

平成20年度

住民税・国保税申告相談

2月18日(月)～3月17日(月)

申告相談について

平成20年2月18日(月)～平成20年3月17日(月)の期間は、住民税・国保税の申告相談を行います。日程表については3ページ(左)をご覧ください。税申告は住民税の課税や国民健康保険税の課税のための資料となり、また保育料、福祉、医療、児童手当等の所得証明などの基礎ともなります。未申告により所得状況が不明となっている方は、前述の各種証明も発行されません。申告が必要となる方は、必ず期限(平成20年3月17日)までに申告を済ませていただきますようお願いします。

申告書を提出しなければならない方

平成20年1月1日現在、鏡野町に住所を有し次のいずれかに該当する方

- (1) 事業所得(営業・農業)・不動産所得・配当所得・雑所得があった方
- (2) 給与所得があった方で次に該当する方
 - ① 給与所得以外に各種所得(事業・不動産・雑・配当等所得)があった方
 - ② 日雇い・アルバイト等で勤務先から「給与支払報告書」が鏡野町に提出されていない方
- (3) 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・扶養控除等の各種所得控除を受ける方
- (4) 国民健康保険加入者の方 (毎年所得の申告が必要です。所得のない方や、遺族年金、障害年金だけの方についても「所得がない」旨の申告が必要であり、申告のない場合は低所得世帯に対する軽減措置等が認められません)

申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 各所得の計算に必要な書類
 - ア 給与所得・年金所得のある方 … 給与・公的年金等の源泉徴収票
 - イ 事業所得(営業・農業)・不動産所得等のある方 … 帳簿書類等
 - ウ 譲渡(土地・山林等)所得のある方 … 契約書や販売金額明細書等
 - エ その他(一時所得・雑所得等) … それぞれの収入の支払調書
- ③ 各種所得控除を受ける場合は、それらの支払証明書や領収書
 - ア 医療費控除 … 医療費の領収書及び保険等で補てんされた金額の明細書
 - イ 生命保険・損害保険料控除 … 保険会社が発行する控除証明書
 - ウ 雑損控除・寄付金控除 … 領収書・証明書

その他

- (1) 税務署から確定申告書が郵送されている方は、必ずご持参下さい。
- (2) 3月2日(日)は申告相談日ですが、他の日曜日は申告相談を行っていませんのでご注意下さい。
- (3) 質問・不明の点等ございましたら、下記までお気軽にご連絡下さい。

お問い合わせ

鏡野町役場(代表)	TEL 0868-54-2111
鏡野町役場(直)税務課	TEL 0868-54-2985
奥津振興センター 税務係	TEL 0868-52-2211
上齋原振興センター 税務係	TEL 0868-44-2111
富振興センター 税務係	TEL 0867-57-2111